

第 6 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成 2 5 年 6 月 3 日 (月)

開会 午後 1 時 3 0 分

閉会 午後 3 時 3 0 分

2. 場 所 市役所大会議室 (4階)

3. 出 席 2 1 名

4. 欠 席 2 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	1 1	平 山 修	欠	2 1	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	1 2	橋口 忠次郎	○	2 2	中島 善重	○
3	前田 英司	○	1 3	森 登喜男	○	2 3	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	1 4	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	1 5	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	1 6	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	1 7	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	1 8	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	1 9	前田 儀三郎	○			
1 0	岩永 孝雄	○	2 0	竹本 照雄	欠			

議事録署名者 _____ 3 番 _____ 前田 英司

_____ 2 1 番 _____ 副島 博司

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
農地係長	原 利 彦	農地係員	松尾 慎 也
農地係員	松尾 希 美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 3 1 号	農地法第 5 条の申請について	(2 件)
議案 第 3 2 号	農地法第 4 条の申請について	(2 件)
議案 第 3 3 号	農地法第 3 条の申請について	(2 件)
議案 第 3 4 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 1 9 件) (利用権設定 転賃 1 件)	
議案 第 3 5 号	平成 2 5 年度農業者年金加入推進活動計画 (案) について	

8. 報告事項

報告 第 1 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	(1 件)
報告 第 1 3 号	農地の形質変更届出について	(1 件)
報告 第 1 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について	(1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>(挨拶)</p>																				
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の会議は欠席者2名、11番平山委員と20番竹本委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人のご依頼を申し上げます。</p> <p>今回は3番 前田英司委員、21番 副島委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第ご署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">第31号 農地法第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>第32号 農地法第4条の申請について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>第33号 農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>第34号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">19件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">利用権設定 転貸</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> <p>第35号 平成25年度農業者年金加入推進活動計画(案)について</p> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">第12号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>第13号 農地の形質変更届出について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">1件</td> <td></td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	第31号 農地法第5条の申請について	2件	第32号 農地法第4条の申請について	2件	第33号 農地法第3条の申請について	2件	第34号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について		利用権設定 通年	19件	利用権設定 転貸	1件	第12号 農地法第18条第6項通知の受理について	1件	第13号 農地の形質変更届出について	3件	第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について		1件	
第31号 農地法第5条の申請について	2件																				
第32号 農地法第4条の申請について	2件																				
第33号 農地法第3条の申請について	2件																				
第34号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について																					
利用権設定 通年	19件																				
利用権設定 転貸	1件																				
第12号 農地法第18条第6項通知の受理について	1件																				
第13号 農地の形質変更届出について	3件																				
第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について																					
1件																					

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第31号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、平面図が3ページになります。申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>譲受人が、農作物集荷・加工場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が4ページ、土地利用計画図が5ページ、平面図が6ページ、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町上古賀地区です。</p> <p>借受人が、コンビニエンスストアを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な原野等がないか検討したが該当</p>

	<p>地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第31号農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>まず場所のほうを説明したいと思います。図面1ページ、上のほうに案内図という文字が書いてある付近に宅地があるわけですが、ここをずっと行きますと青果市場、あそこの信号機に出るところです。国見バイパスの。青果市場の信号機を左に折れてずっと行ったところの場所になります。これをずっと下のほうに行きますと逆に瑠璃光苑とか障害者施設がある場所になります。十字路のところ、黒塗りをされているところはここの大里乙というような掲示がありますけども、ここが牛舎であってその下のほうに二里の共同乾燥施設があるところ、場所がそういうところです。譲受人のほうから実はという相談がありまして、ここは中山間地直接支払区域に入っているのではないですかというような話をしたところ確かに入ってまして、その中でなにを計画されているのですかという話を聞きましたところグリーンファームですか、農業法人かと思えますけども大きな小葱の栽培をされている西八谷搦の方でされていまして、今の工場が手狭になりましたのでここに移転されるというような話を聞きました。この黒塗りの十字路の下に同じく小葱のハウスを二棟か三棟、ちょっと私も確認をしていませんけどもここにハウスがあります。結構この福母地区なのですが、キュウリ、イチゴ等々のハウスがいっぱいあるところでございます。それでそういう風な話がありまして実は私が判を押す前に地元の生産組合長さん、区長さんのほうに相談をしてくださいということで、そちらのほうに行って大里区の役員会のなかで協議された結果、止むを得ないという結果がでて、印鑑をも貰って来られてから私のほうにおいでになりまして、じゃあ私の方も別に問題提起されているところをクリアできたらいいので</p>

	<p>はということで本日議案としてあがっております。審議の方をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
6番委員	<p>隣接地である、乙563番地は耕作できなくなりますね。</p>
担当委員	<p>ここは申請地北の宅地からサイフォン方式で水路が乙563番地に行くようになっております。それを残さなければならないというのは生産組合長の意見として挙がっております。その上のほうも、同じ持ち主の方で了解されております。</p>
21番委員	<p>横断図はついていないのはなぜですか。土地利用計画図を見る限り、乗入口については道路占用許可の申請が必要だと思われるのですが。造成計画についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地利用計画図のほうを御覧いただきたいと思います。申請地東側に市道と水路が通っております。その水路の申請地側のほうが官民境界になっておりまして、そこから法をつけて敷地のほうを田んぼ側に立ち上げるという計画になっております。申請地の一番南端のほうに乗入口をつくる計画になっておりまして、その部分については水路を暗渠にして乗入口をつくるという計画になっております。この部分については道路占用許可の手続き中です。先ほどお話になっておりました、隣接地である乙563番地との関連であります、土地利用計画図に地番と地目が書いてある場所の下に5.9という数字が書いてあると思います。こちらのほうが高さを表す数字になっております。申請地である乙561番地1と乙562番地、隣接地である乙563番地における数字はすべて5.9と同じ数字でありますので、隣接地は申請地よりも現況では高くなっておりますが、この隣接地なみに申請地を盛土する計画になっております。ですので、隣接地と申請地は同じ高さになっております。断面図がなくて非常に見づらくて大変申し訳ございませんが、そのような計画になっているということで捕捉さ</p>

	せていただきたいと思います。
1 2 番委員	隣接地と申請地は地権者が違うのですか。
事務局	違います。
1 2 番委員	日照権等の問題にはならないのでしょうか。
事務局	今回は、申請地は隣接地の東側ということもありますし、私のほうでは日照関係での申し出や苦情があるということは聞いてございません。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> 続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所につきましては、松浦のバイパスがございますけれども、今バイパスができておりますけれども、498号線のちょうど松浦と古賀の境付近でございます。それとちょうど国道と裏がJRの線路が通っております。そういうことで、先月、確認をしてくださいということで譲渡人とコンビニエンスストアの方と来ていただいたところでございます。それでいろいろ話を聞いたところでございますけれども、一応土木事務所とかそういうところにも色んな手続きをしているというふうなことで区長さん、また生産組合長さんの承諾印もございましたので問題はないということで印鑑を押したところでございます。どうか皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	田んぼが2, 821㎡あるのでしょうか。それに店舗とか物置とか駐車場で700㎡ぐらいにしかないがこういう場合でいいのでしょうか。建物とか駐車場とか
事務局	駐車場として議案に示されている394㎡なのですが、実際に駐車をする

	部分の面積を、駐車場としての面積揭示をしてあります。あと進入路であったり。
19番委員	法面もありますよね。
事務局	はい、線路側のほうに法面がかなり広くとってありまして、石積でかなり高くあるのですが、そこの下まで含めて今回の申請地ということになっております。その分で計画の施設の概要面積と実際の面積にかなり大きく面積の数字に差があるということになっております。
3番委員	法面が多いわけね。
事務局	はい。
3番委員	ちなみに賃貸は10aあたりどのくらいになっていますか。
事務局	はい。わかります。 10aあたり、87万2千円となっております。
3番委員	駐車場も一緒ですか？
事務局	はい。駐車場の部分も店舗の部分も合わせたところでの、先ほどの価格となっております。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> 無いようですので、 議案第31号農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第32号農地法第4条の申請2件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第32号農地法第4条の申請2件について御説明します。

議案の 2 ページ、6 番になります。

図面は、案内図と字図が 8 ページ、土地計画図が 9 ページ、平面図が 10 ページになります。

申請地は、大坪町上古賀地区です。

申請者がたい肥舎を建設するための申請です。

農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第 2 の 1 の (1) のアの (ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。

許可基準は第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b、用途区分の変更に該当します。

続きまして、議案の 2 ページ、7 番になります。

図面は、字図と案内図が 11 ページです。

申請地は、山代町立岩地区です。

申請人の労働力不足により耕作が難しくなったため植林するための申請です。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく 10ha 以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、植林のため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

議案第 32 号農地法第 4 条の申請については以上 2 件です。

議長	それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所につきましては、大坪町の古賀地区でございますけれども今岳の国営開発で畑の団地がございます。その一枚に、たい肥舎を作りたいということで来られまして、一応状況を聞いたところでございます。規模といたしましては10m幅で長さが30mのたい舎を作りたいというふうな説明でした。畑の進入路の際の方に作りたいと、進入路のほうから作りたいということでございました。それで隣接者も二人おられましたけど許可を取っておられましたし区長さん、また生産組合長さんの承諾印もございましたので別に問題はないと判断をいたしまして承諾印を押したところでございます。どうか皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	6番について、御意見、御質問はございませんか。
19番委員	たい肥舎の建設ということなんですけれども、この方は畜産農家でしょうか。それともたい肥は他所から持ってきてどういうふうな運営をされるのか。
担当委員	この方は畜産農家ではございません。有機栽培をやりたいということで近くにも植物の、ぬか等を集めて、たい肥を作っておられる方でございますので、そういうものも入れて、畜産のたい肥も入れていろんなものも入れて、たい肥を作りたいというふうな計画です。
23番委員	ここは国営かなんかで開発をされていると思うのですが、用途変更なんかは簡単にできるのでしょうか。
事務局	御指摘の通り、ここは国営で開いた土地であります。用途区分の変更が簡単にいくのかどうかというところですが、用途区分の変更ができるものは決まっております、農業用倉庫のような、農業用の施設しか用途区分の変更というのが基本的には、できないということになっております。農振農用地に関しては市の計画という位置づけではあるのですが、その計画を変更する際には県との協議が必要だということになっております。用途区分の変更の場合は事後承諾という形であると聞いております。しかし、本

	<p>当にこの土地でなければならないか、計画は妥当なのかというところについては、農業委員会にあがってくる前に一度、協議がなされまして、審査したうえで用途区分の変更をかけることになっております。ですから、きちんとした計画がないと容易な変更はできないというふうに考えてもらっていいと思います。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者が、5月4日に私の留守のところに書類を持ってきて、その内容が労働不足であり植林をするためと書いてありますが。私が留守の間に家族に渡していかれておったわけですが、区長さんと隣接者の方の印鑑は貰った書類でありました。生産組合長の印鑑はいただいてなかったようですので、さっそく私申請者宅に書類を持って行って生産組合長の同意が必要だから生産組合長の印鑑は貰ってきてくださいということで一回返しました。そしたらその日のうちにさっそく生産組合長のところに行かれたもので承諾の印鑑を打って持ってこられましたので私も承諾の印鑑を打ったわけですが。現地を見に行ったところが、もうここはちょっと荒れ果ててこの11ページの字図を見ていただきますと申請地の黒塗りのところの周囲がずっと道になっておりまして三角に道があって、申請地と書いてあるところの1703番地1というのは宅地です。それから宅地の承諾は、ここは元々この1706番地という土地は1703番地1にお住まいの方の土地であるわけですが、ここにお住まいの方が何年か前に亡くなられて後継者がいらっしやらない状態です。ですから、この家の本家の方に管理を任せられておられるという話でありますので、1703番地1の同意書は不要だと考えます。それから1705番地1というのが、ここも荒れているわけですがこの方の承認は受けておられます。その他の土地は道路とか挟</p>

	<p>んでおりますのでこれくらいの承認でいいと思います。いろいろお話をしながら、ここは昼であっても暗いぐらいに荒れて、ちょっと植林でもしていただければいいのかなというぐらいのところでありました。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第32号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第33号農地法第3条の申請につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号農地法第3条の申請2件について説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>議案の44番、45番と申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第33号農地法第3条申請2件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第34号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第34号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件について、御説明します。議案の4ページと5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が18名、貸付人が17名で、面積は、田34,011㎡、畑22,325㎡、その他が5,844㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6～16ページに掲げております。</p> <p>5ページ155番は、法人が借受人となっておりますので、この法人については農業生産法人の要件を満たしておく必要があります。</p> <p>ここで議案の16ページをお開きください。農業生産法人であるためには4つの要件をすべて満たしている必要がございます。まず法人の形態要件でございますけれども、今回の借受人は株式会社という形でございます、定款の中に株式の譲渡制限の記載がございます。ということで要件を満たしております。次に事業要件ですが事業の種類は肉用牛生産のみでございますので農業以外の部分が半数を超えるということはありませんので要件を満たしております。次に構成員要件でございます。株式会社における構成員は株主でございます。(D)と書かれておりますところの覧を御覧ください。こちらのとおり株主4名がすべて150日以上農業従事見込みでございます。今回この借受人のほうは新しく一法人ということで法人化をこの度なされたものでございます。今回は株主全4人全員が150日以上農業従事見込みということでございますので要件を満たしております。最後に業務執行役員要件でございますが、このEの欄でございます。代表取締役1名、取締役3名、計4名の全員が農作業に150日以上従事見込みということでございますので過半数が従事150日以上従事見込みという要件に該当しております。さらにここには記載がございませんが、別途提出をさせていただいております農業生産法人報告書によりますと、従事日数の150日を超える役員全員が60日以上の実農作業従事見込みと</p>
-----	--

	<p>ということでございますのでこの業務執行役員要件につきましても要件を満たしております。以上のとおりこの法人はこの農業生産法人の4つの要件すべてを満たしておりますので借受人となりえると思われま。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上19件です。</p>
議長	<p>議案第34号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
18番委員	<p>資料の中の8ページの借受人は前農業委員だった人でしょう。農業従事者日数は75日で専業ではないかと思いますが。</p>
事務局	<p>今回この借受人のところの分では兼業というふうに出されております。この兼業の自営業とは書いてあるのですが具体的にいきますと森林組合の組合長さんをされてらっしゃるといふところの部分で完全なる専業ということではないということ。また息子さん達のほうが、主体となって経営をされてらっしゃるといふところもあってということでこのようにお書きなっていると担当のほうから聞いております。また兼業ということでありましても一種兼業であり、主体のものは農業であるということになってくるかと思ひます。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第34号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、利用権設定の通年の転貸についての説明を事務局からお願いいたします。</p>

事務局	<p>利用権設定の通年の転貸1件について、御説明いたします。議案の17ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が1名、貸付人が1名で、面積は、田が2,006㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を18ページに掲げております。農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定転貸については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第34号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年の転貸1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第34号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年の転貸1件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第35号平成25年度農業者年金加入推進活動計画(案)についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号平成25年度農業者年金加入推進活動計画(案)について御説明いたします。</p> <p>議案は19ページになります。</p> <p>農業者年金加入推進活動計画につきましては、毎年9月の連絡協議会の際に確認をしていただいておりますが、今年は提出日が早くなりましたので、今月の委員会にて議案として上程させていただいております。1の今年度の加入目標人数につきましては、25年度から加入推進の新たな3か年計画が始まりまして、そこで今年度の伊万里市の加入推進目標が7名うち20歳から39歳までが4名と設定されておりますので、その数を目標人数として挙げております。2の加入対象として働きかけをする目標人数ですが、農業委員会のほうにあります農地台帳システムにより20歳から39歳までの30日以上農業に従事している方、40歳から59歳までの認定農業者を抽出しまして、そのうち国民年金一号被保険者に該当し、免</p>

	<p>除申請を行っていないものを選別した187名としています。そのうち20歳から39歳までの方が108名いらっしゃいます。3番以降に関しては昨年とほとんど同じ内容と時期になっていますが、加入推移班を農業委員2名と事務局1名、農協職員1名の4人で11班体制としております。</p> <p>4の加入対象者名簿の整備につきましては、加入対象として働きかけをする目標人数で選別をしました187名で5月20日に名簿を作成しております。5番目の強化月間の設定ですがこちらも昨年と同時期で11月に設定しております。6番の戸別訪問の実施計画は加入推進員による一斉訪問を11月。12月に加入意向者に対する職員訪問をおこないまして、1月を加入推進員による訪問の予備月としております。7番加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画ですが9月は前年度経過報告並びに本年度活動計画の承認及び農業者年金事業連絡協議会会員への制度研修会を行いまして、10月に戸別訪問先の決定と戸別訪問等の打ち合わせを行いたいと考えております。8番の加入対象者に対する説明会等の実施計画につきましては、本年度から3か年計画で若い農業者の加入推進に重点を置かれておりますので、4Hクラブ等での説明会を実施させていただこうと考えております。時期は変わるかもしれませんが、今のところは12月を予定しております。9番、啓発普及活動の実施計画につきましては、12月の農業まつりでのパンフレットの配布、3月の農業委員会だよりへのPR記事掲載を予定しております。10番のその他の活動計画としましては、農業委員会での窓口での加入相談になります。以上が平成25年度農業者年金加入推進活動計画(案)になっております。</p>
議長	<p>議案第35号平成25年度農業者年金加入推進活動計画(案)について、御意見、御質問はございませんか。</p>
19番委員	<p>加入対象としての働きかけをする目標人員108名ということですからけれど</p>

	<p>も、今の説明の中で国民健康保険に掛っておられて農業従事日が150日かな。ほとんど、どういう方かな。例えばサラリーマンじゃないわけですよ。どういう方ですかね。</p>
事務局	<p>農業者年金の加入要件としまして国民年金一号被保険者の方。厚生年金に加入されている方は対象外となっておりますので農業者年金の対象となるかたを選出しております。なので、187名については専業農家になります。</p>
3番委員	<p>それから去年から言っていた後継者の奥さんが加入できないというのがおかしいとおもいます。その点については相談してくれると。後継者の奥さんは加入できない。後継者は加入できる。その妻は駄目というのは理屈が合わない。</p>
事務局	<p>先ほど3番委員さんおっしゃった分で、後継者のお嫁さんが入ることができないというところですが、補足をいたしますと、通常加入をすることはできますが、政策支援加入ができないという意味でございます。政策支援を受けるための要件でいちばん基本的なところが、認定農業者かつ青色申告をしている方であることですが、もう一つ政策支援を受けられる方の要件として認定農業者かつ青色申告をしている方と家族経営協定を結んでいる方というものがあります。通常、後継者が政策支援を受ける時には、こちらの要件を利用されます。ただ、家族経営協定を結べば誰でも良いということではなく、まず長男さん、次男さん、ここまでは大丈夫なのですが、長男や次男のお嫁さんについては先ほど説明した要件には該当をしないので、政策支援に入ることができないというような話の流れになっております。この部分については伊万里市だけではなくて要望自体はみなさん強く思ってもらっているのですが、なかなか基金の制度のほうが、ずっと今まで何年もあまり変わらないというのが現状です。佐賀県農業会議を通じてでも、意見としてはあげなければいけないと考えているところです。</p>
3番委員	<p>事務局の方も感じていると思いますが、推進に行っても加入できる人がい</p>

	<p>ないですよね。後継者の奥さんもどんどん政策支援してもらわないと加入者は増えてこないと思います。その長男の奥さんが家族協定に入っておけば政策支援は受けられるのですか。</p>
事務局	<p>今回の件に関しては、家族経営協定に入っていたとしても、長男のお嫁さんということだけで、政策支援の対象外ということになっています。この問題に関しては、職員間としての話だけではなく、継続的に農業委員さんの声というところで、農業委員会としての意見ということであげていかなければならない、課題の一つではないか考えております。</p>
3番委員	<p>重要な課題ですね。政策支援ならば加入したいと思っている方も少なからずおられるので、もし解決すれば加入者増加へ追い風になるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>補足と言いますか、私からもお話をさせていただきたいと思います。3番委員がおっしゃった通り、まさしくその通りでございます。今、日本の農業、伊万里の農業のほうは男性だけではなく今その半分は女性のお力がなくては成り立たないような状況で進んでいるところも実際のところでございます。その女性の農業者、特に後継者の奥様という若い力、そういったところが安心して農業をして老後も安心されるというふうなことをサポートしていくということが本来の農業者年金の制度ではないかと、私ども事務局のほうも考えておるところでございます。男女共同参画、伊万里市の方も進めておりますがその立場のその結果のなかにも女性農業者の農業者年金の加入というのも目標に掲げて取組みをしているところでございます。今現在、ただ先ほどのこのような制度の壁もあつたりするところからやはりその数字については伸び悩みをして、今現在女性の加入者としては4名しかいらっしゃいません。こちらを少なくとも10名というふうなことで事務局としては取組みをしているところではございますが、なかなかそこは進んでいないところでございます。これは制度上の壁ということではございますが、そうですか、というふうにはやはり私どもも簡単には</p>

	<p>引き下がれないという思いもございます。この件につきましては農業委員会のほうでは行政に対する建議権というところもございます。こういったところも皆様のほうに今後お計りをしながら御賛同いただけるのであればそういった形で取組みを委員会としてさせていただきたいなというところも考えているところでございます。この件につきまして重要事項でございますのでまずは、会長、副会長さんのほうに御相談を今後させていただいて、しかるべき時に委員会のほうにお図りをするということで考えているところでございますのでよろしくおねがいたします。</p>
議長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第35号平成25年度農業者年金加入推進活動計画(案)についてはこのとおりに決定します。</p> <p>議案の(案)の部分を削除して下さい。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理1件について説明します。</p> <p>議案の20ページを御覧ください。</p> <p>15番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は利用権設定をされる予定で今回申請が出ております。</p> <p>報告第12号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p>

	<p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第13号農地の形質変更届出3件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号農地の形質変更届出3件について説明します。</p> <p>議案の21ページの5番になります。図面は、案内図と字図が12ページ、平面図が13ページ、断面図が14ページになります。申請地は二里町大里地区です。こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。</p> <p>続きまして6番と7番ですが、申請地どうしが隣接しており、かつ工事計画も同一のものになりますので、併せて説明をしたいと思います。</p> <p>図面は、案内図と字図が15ページ、平面図が16ページ、断面図が17ページになります。申請地は立花町東円蔵寺地区です。こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。</p> <p>報告第13号については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、5番について担当委員の説明をお願いします。</p>
19番委員	<p>場所的には、ゲオというところの二里大橋を渡った交差点のところですか。そのところに駐車場が狭いものですから元あったアパートのところですか。今赤泥で高めておられます。その裏になります。その裏が、谷間でいずれあそこも駐車場になるのではないかと思いつつ前を通っておりますけども、この断面図を見ればちょっと低くなってこの地権者の方も定年退職をされて今区の役とかをされて畑をされるのかなと思っておりますけども、いずれここ左側のほうが元パチンコ屋で今薬屋のあるところの駐車場になっております。</p>
議長	<p>5番について、御質問はありませんか。</p>

6 番委員	もうかなり工事は進んでいますけど、始末書もなにもつけなくてもいいのでしょうか。
事務局	今泥を置いてあるところはこの12ページの形質変更届の字図の、乙52という宅地のところに今土が道路面まで見えるくらいに上げてあるところなんです。今回の畑の分はそこに隠れるような形でずっと下のところに下がっているところでございます。これは私も現地の方に見に行きましたので今現在これを手つけられているというところではございませんでした。ちょっと表土をはいであるかなという感じではありましたが、まだ嵩上げはされていない状況であったことを確認いたしております。
議長	他にございませんか。 < な し > 続きまして6番、7番について担当委員さんのほうから補足説明をおねがいします。
担当委員	ここは、伊万里温泉に行くほうでございますが、盛土することについて周辺の同意書は農地だけでなく宅地の人ので承まで貰っておられました。生産組合長さん、区長さんの印鑑、同意書も貰っておられました。特に問題はないと考えております。 しかし、私はこの案件について嵩上げの後、植林をする話として聞いていたのですが、嵩上げのみの形質変更だったのですね。
事務局	事務局に相談をはじめに持ってこられたときは、植林の話であったので、農地法第4条の申請をお願いしたところでございます。しかし、その後の聞き取りの中で植林をしたいという具体的な計画があるわけではなく、工事によって耕作しやすくなるのであれば畑としてたまねぎでも植えてみようかというお話でありましたので、形質変更の書類を渡しております。担当委員の承諾印もあり、書類としてはすべてそろっていたので、問題はないと思っておりましたが、担当委員にした話と私にした話が違うという部分についてはおそらく担当委員へ説明した時期と計画を4条から形質変更に変更した時期のずれによるものであると考えます。
議長	報告第13号農地の形質変更届出3件について、御質問はございませんか。

2 1 番委員	現場を見ましたが、県道山内線のほうも埋めていますね。山林とか畑とか字図の15ページに見られると分かる農地として2627番地が出ているけど実際は道路側の山林の632番地とかを含めて開発協議申請で市が許可して埋めているということですよ、現場は県道側伊万里山内線の道路側のほうが埋まっている。農業委員会としてはこの農地だけでしょうか、山林のほうはどういうふうになっているのですか。
事務局	農業委員会の方は農地について主にお話をしておりますが、現在行われている工事の計画自体は周辺の原野や山林。この部分も合わせて嵩を上げるような工事になっております。これについては開発協議のほうは申請が出ております。
2 1 番委員	開発協議が出たから、農地の方も埋め立てていいよということですか。
事務局	開発協議は農地を含めた工事全体について協議しております。その中の農地部分については農業委員会に形質変更の届出をしていただくという話の流れになっております。
2 1 番委員	この中に山があつて 杉の木も伐採して泥をどんどん持ってきてダンプトラックで一日5台くらいかけて一週間、二週間くらい持ってきました。その下に農地が谷間にあつたということですよ、そこを一緒に開発協議で許可がおりたのでそれで泥を持っているということですよ。
事務局	開発協議があつて全体の工事の同意がとれまして、その後で、そのなかの農地分について農業委員会の届け出をしていただいております。
2 1 番委員	わかりました。 道路の法面については、私有地だったのか、道路用地だったのか確認をされたのですか。
事務局	地籍図の本線のほうと現況の宅地の線から判断をしております。現地の境界杭を改めての確認をしたわけではございませんが、この分のその上の宅地となっておりますが2669番地2は実際に家が建っているところでございます。こちらのほうとの市道との境界線のその線から伸びておりますこの本線上、これ法下が境界となりますと、この本線がかなりこの図でいけば下側に下って広がって出てくることとなります。この地籍図を見る限りストレートにまっすぐ伸びておりますので、法上部分が境界になって

	<p>いるということで確認をしております。</p> <p>もう一つ、担当委員への説明と事務局への説明が違う件については、計画に変更があった場合は担当農業委員に対しその旨を伝えて説明をするように、申請者のほうに指導していきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第14号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の内容について御説明します。</p> <p>議案の22ページの2番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が18ページ、土地利用計画図と平面図が19ページになります。</p> <p>申請地は、立花町東円蔵寺地区です。</p> <p>申請地の畑に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第14号については以上1件となっております。</p>
議長	<p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、農業用倉庫と書いてありますが、現状でも農業用倉庫があります。ここをもっと広げたいということで。周辺は自分の畑ということで片方は民家です。そういうことでございますのでよろしくおねがいします。</p>
議長	<p>報告第14号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>それでは、その他協議事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他協議事項の説明</p>